

2024年7月号

(2024年7月19日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

雇用保険の加入要件が変更（2028年10月）等

前回の事務所便りで紹介しました社会保険の加入要件の一つである企業規模の撤廃について、6月26日、厚生労働省はその方針を固め、関連法案が2025年の通常国会に提出されます。今回は、社会保険に続いて雇用保険についてご紹介していきたいと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2028年10月 雇用保険の加入要件が変更

現行の雇用保険加入要件は、31日以上継続雇用見込、かつ週所定労働時間20時間以上ですが、**2028年10月からこの20時間が10時間になります**。週所定労働時間が半分になることで、現行の雇用保険給付の支給要件を満たすことが困難になりますので、支給要件も変更になります。例えば、基本手当（いわゆる失業手当）は、現行では原則、離職日以前2年間に被保険者期間が通算12か月以上あることが必要ですが、被保険者期間の1か月のカウントの仕方が変更されます。

	現行	2028年10月
雇用保険加入要件	31日以上継続雇用見込 かつ 週所定労働時間20時間以上	31日以上継続雇用見込 かつ 週所定労働時間10時間以上
被保険者期間の 1か月カウント	離職日から1か月毎に 区切った期間の賃金支払基礎の 日数が11日以上または 労働時間が80時間以上	離職日から1か月毎に 区切った期間の賃金支払基礎の 日数が6日以上または 労働時間が40時間以上
失業認定中の就労	4時間以上就労日は、 失業日と認定されない 4時間未満就労日は、 賃金に応じ基本手当を調整する	2時間以上就労日は、 失業日と認定されない 2時間未満就労日は、 賃金に応じ基本手当を調整しない
賃金日額の下限額	給付率が80%になる点 (屈折点)の額の1/2と 最低賃金の20時間分を 基礎として設定した高い方	給付率が80%になる点 (屈折点)の額の1/4と 最低賃金の10時間分を 基礎として設定した高い方

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001253533.pdf>> 参考

◆2025年4月 自己都合退職者の給付制限の解除等

現行、正当な理由のない自己都合退職者が、基本手当を受給する場合の給付制限は2か月ですが、**2025年4月からは1か月**(通達)になります。なお、5年間で3回以上、正当な理由のない自己都合退職を行った場合は、現行のとおり、給付制限は3か月のままです。

また、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、**給付制限が解除**されるようになります。

◆2024年10月 教育訓練給付率の引上

厚生労働省指定の教育訓練修了の際に、受講費用等の一部が支給される教育訓練給付について、給付率が引上げられます。

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付①（資格取得等）	20%	— ⇒ 10%
追加給付②（賃金上昇）	— ⇒ 10%	—
最大給付率	70% ⇒ 80%	40% ⇒ 50%

専門実践：医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師等）、デジタル関連技術の習得講座 等

特定一般：運転免許関係（大型自動車第一種免許等）、医療・社会福祉・保健衛生関係の講座 等

◆2025年10月 教育訓練休暇給付金の創設

教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する**教育訓練休暇給付金**が創設されます。対象者等は下表になります。

	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	教育訓練のための休暇（無給）を取得すること 被保険者期間が5年以上あること
給付内容	離職した場合に支給される基本手当の額と同じ 給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか
国庫負担	給付に要する費用の1/4または1/40

◆その他

その他、下表のような見直しがあります。

	見直し内容
育児休業給付の国庫負担の引上	1/80 ⇒ 1/8
教育訓練支援給付率の引下	基本手当の80% ⇒ 60%
就業手当の廃止	2024年度末で廃止
就業促進定着手当の引下	基本手当支給残日数の40%相当額 (再就職手当として支給残日数の70%が 支給された場合は、30%相当額) ⇒ 20%
雇止めによる離職者の基本手当の 給付日数に係る特例、地域延長給付の延長	2年間延長

◆2024年 最低賃金の議論

7月10日、厚生労働省中央最低賃金審議会において、最低賃金について労使双方の委員が意見表明をしました。現在の最低賃金の全国平均は1,004円で、43円引上げとなった昨年と同等であれば、今年は1,050円程度になると思われます。今月下旬に引上げ目安額をまとめ、8月に各都道府県地方審議会が引上げ額を決定、10月から適用予定です。